

In depth

A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2014-09
December 15, 2014

SEC および PCAOB の動向に関する 2014 年 AICPA 全国会議のハイライト

目次

概要およびテーマ	1
規制の動向に関するアップデートと財務報告に関連する問題	1
開示の有効性	1
SEC スタッフの所見	2
執行部	4
基準設定に関するアップデート	4
収益認識	5
IFRS	6
トレッドウェイ委員会 組織委員会	6
財務報告に係る内部統制	7
その他の財務報告上のトピック	8
テクニカルな会計に関するトピック	9
監査のアップデート	13
PCAOB に関するアップデート	13
監査人の独立性	14
監査品質指標 (AQI)	15
付録	16

概要およびテーマ

.1 米国証券取引委員会 (SEC) および公開会社会計監督委員会 (PCAOB) の最新動向に関する 2014 年 AICPA 全国会議 (以下「当会議」) が、2014 年 12 月 8 日、9 日、10 日に開催されました。過去の会議と同様に、当会議は、規制当局や基準設定団体の代表者に加え、監査人、財務諸表利用者、財務諸表作成者、業界専門家が、会計・監査・財務報告に関する幅広いトピックについて意見を述べました。

.2 当会議全体を通じて強調されたテーマは、開示の有効性、企業間の財務諸表の比較可能性の重要性、および簡素化の必要性などでした。これらのテーマはいずれも、財務利用者に対して意思決定に有用な情報を提供することに焦点を当てています。

規制の動向に関するアップデートと財務報告に関連する問題

開示の有効性

.3 SEC スタッフは、全ての SEC 登録企業について Regulation S-K の要求事項および Regulation S-X の一部の規定を評価する広範にわたるプロジェクトに取り組んでいます。この取り組みは、JOBS 法により、新興成長企業である発行企業につき、登録プロセスを現代化および簡素化し、Regulation S-K 適用に伴うコストやその他の負担を軽減する方法を評価するよう SEC スタッフが求められたことから発展したものです。SEC スタッフは、現行の開示に係る要求事項が破たんしているわけではないことを明確にしましたが、重複を最小限とし、有用でない開示事項を削除し、財務諸表作成者の財務報告に係るコストや負担を削減するための対象を限定した提言の識別には支持が広がっているようです。

.4 SEC スタッフは、最初に、SEC 登録企業以外の企業 (例: 被取得企業、持分法適用会社、保証会社) の財務情報を扱う Regulation S-X の一部に焦点を当てる予定です。これらの規則の適用は複雑になる可能性があり、多くの人は、小規模登録企業にとっては当該規則における定量的閾値に該当する可能性が高くなることから、その適用が不相応な負担になると考えています。このプロジェクトは、さまざまな種類の SEC 登録企業の開示に係る要求事項を詳細に検証するひとつの機会になる可能性があります。また、SEC スタッフは、Regulation S-X 第 11 条のプロフォーマ財務諸表の要求事項の拡充が非取得企業の取得前財務諸表の要求を削減する根拠になり得ると示唆しました。

.5 SEC スタッフは、現行規則を修正しなくても、SEC 登録企業は開示をより効果的に行うための措置を講ずることができることを明らかにしました。開示の合理化、リスク要因および法的手続などの領域における定型句の削除、(例えば、「重要性が極めて高い会計方針 (critical accounting policy)」と「主要な会計方針の要約 (summary of significant accounting policy)」の開示等) の重複の回避、ならびに、適用可能かつ適切な場合のハイパーリンクや相互参照の活用により、開示を効果的に行うことができます。

.6 SEC スタッフは、開示の有効性とは、開示する情報の内容だけでなく開示方法に係る問題でもであると繰り返し述べました。SEC スタッフは、テクノロジーの進化に伴い、投資家にとってより有用でアクセス可能な情報を体系化するような EDGAR システムの改良方法を検討しています。しかし、その進展には年月を要するでしょう。

.7 SEC スタッフは、開示を合理化する方法の識別に取り組んでいますが、その最終目標は、開示量を削減することではありません。開示の有効性に関するプロジェクトにより、開示に係る要求事項における繰り返しや重なりが識別され、それらが取り除かれる可能性があります。一方、投資家が有用であると考えられる情報とのギャップが識別される可能性もあり、その場合には追加的な開示要求につながる可能性があります。

SEC スタッフの所見

セグメント報告

.8 SEC スタッフは、現在、セグメントの開示のレビューに関するアプローチを刷新しており、SEC 登録企業がセグメント報告の結果を評価する際にも同様のアプローチをとるよう強く推奨しました。SEC 登録企業は、単にその個人が最終的な意思決定の権限を有するというだけの理由で、最初から最高経営責任者 (CEO) が最高業務意志決定者 (CODM) の役割を果たす職務と考えるべきではありません。そうではなく、SEC 登録企業は、何が経営上の重要な決定か、誰が企業のためにそのような決定を全体として行っているのかを評価する必要があります。

.9 また SEC スタッフは、事業セグメントを特定する際に、財務諸表作成者が CODM のレポーティングパッケージに頼りすぎていることが多いと指摘しました。CODM のレポーティングパッケージは 1 つの基礎情報に過ぎず、予算および予測の作成基準、役員報酬の決定基準ならびに全体的な組織および経営構造など、その他の指標と組み合わせて使用する必要があります。

.10 セグメント報告基準は 15 年以上前に公表されたにもかかわらず、企業全体の開示を含め、依然として看過されている基本的な報告の要求事項があると SEC スタッフは考えています。SEC スタッフは、例え SEC 登録企業が 1 つの報告セグメントしか有していないとしても企業全体の開示が要求されると財務諸表の作成者に注意を喚起しました。さらに、製品別の収益に関する企業全体の開示は、製品別に区分された各セグメントに収益を反映する方法とは異なる場合があります。

.11 事業セグメントの集約についての「顧客の類型または種類」に関する要件も、さらなる焦点に値する規定です。その事業セグメントが本質的に同一の将来展望を有すると予測され得るほど類似した特徴を有する場合には、セグメント情報を区分して報告することが、投資者による企業の理解を著しく高めることにはならないでしょう。したがって、複数の事業セグメントの集約は認められます。しかし SEC のスタッフは、集約基準は高いハードルとなるよう意図されているという見解を持っており、長期的な財務業績が類似しているのみでは集約を正当化するのに十分でないことを強調しました。登録企業は、集約基準のすべてを満たしているか否かの決定において妥当な判断を用いる必要があります。

PwC の見解

2014 年 10 月、PwC は、会計および財務報告ガイド「[Financial statement presentation - 2014 edition \(財務諸表の表示 - 2014 年版\)](#)」の創刊号を公表しました。本ガイドは、US GAAP に準拠した財務諸表の表示および開示の要求事項を企業が理解するのを支援することを目的としています。本ガイドの第 25 章では、セグメントの評価および開示に関する情報を提供しています。

討議と分析 (MD&A)

.12 SEC のスタッフは、簡素化や投資家のニーズに焦点を当てることへ向けた見解を表明するとともに、討議と分析 (MD&A) に関連して頻繁にコメントされる領域について議論しました。SEC 登録企業は、「重要性が極めて高い会計上の見積もり (critical accounting estimates)」に関する記載事項は、財務諸表の注記に記載される「重要な会計方針の要約」の繰り返しであるべきではないと注意を喚起されました。MD&A では、財務諸表を不確実かつ変更の可能性があるものにする、財務諸表に組み込まれている判断、見積もり、および不確実性を強調する必要があります。正式な感応度分析が、すべてのケースにおいて要求されるわけではありませんが、SEC 登録企業はそうした不確実性が異なる方法で解消される場合の影響を投資家が理解できるように、定性的情報および定量的情報を含める必要があります。

.13 重要なトレンドおよび不確実性について MD&A に開示することは極めて重要です。また、企業の利益やキャッシュフローの質および潜在的な変動性に関する情報を投資家に提供するために、どのトレンドおよび不確実性を開示すべきかを適切に評価することが重要になります。これは、投資家が過去の業績を将来的な業績の評価のために用いることができるような情報を提供するという、MD&A の目的と整合しています。開示が必要かどうかを決定するために、経営者は既知のトレンドまたは不確実性が実際に発生することが合理的に可能性があるかどうかを評価しなければなりません。経営者が合理的に発生の可能性があるとはいえないと結論づけるのであれば開示の必要はありません。そうでない場合、経営者は、既知のトレンドおよび不確実性が実際に発生すると仮定に基づき、その結果を客観的に評価しなければなりません。そして、経営者が、SEC 登録企業の財務状態または経營業績に対する重大な影響が発生する可能性が合理的にあるとはいえないと結論づけるのでない限り、開示が要求されます。この 2 段階の思考過程を用いることにより、開示の決定も 2 元的になります。つまりこれは、発生確率加重に基づくものではありません。

.14 また、SEC スタッフは、主な焦点領域として、MD&A における法人所得税の開示を強調しました。SEC スタッフは、評価性引当金、繰延税金資産の実現可能性、および永久的な再投資のアサーションに関する質問を継続していく一方、2015 年には法人所得税費用をより重点的に扱う予定です。焦点となる領域には、税率が予定法定税率に比較して通常でないと考えられる場合、実効税率が変動する場合、構成要素の重大な変更同士が相殺されるために実効税率が変動していない場合等が含まれる見込みです。また、SEC スタッフは、MD&A では税率調整表の内容の単なる繰り返しでない開示が行われることを期待しています。相殺された重大な構成要素は個別に表示しなければなりません。SEC スタッフは、投資家が海外所得や関連する税金に関してより多くの情報を要望していることを認識しており、当該領域に関してさらにコメントを行う予定です。最後に、SEC スタッフは、税金が海外所得の構成の変更により潜在的に影響を受けることに言及した定型句について質問する可能性があります。SEC 登録企業は、事業を行う重要な国の法定税率と実効税率の明細を含めることにより、この領域における開示を拡充することが可能です。

PwC の見解

上記のトレンドに加えて、PwC は、昨年の SEC スタッフのコメントレターにおいてその他の焦点となる領域を認識しています。12 月初旬、PwC は、業種別のウェブキャストを開催し、最近のコメントレターのトレンドについて解説しました。それらは以下のリンク先の CFOdirect で視聴できます。

[SEC コメントレターのトレンドに関するウェブキャスト \(SEC comment letter trends webcasts\)](#)

また PwC は、いくつかの業界別のコメントレターのトレンドに関する資料を公表しており、CFO direct で入手可能です。

[業界別の SEC コメントレターのトレンド \(SEC comment letter trends by industry sector\)](#)

新規株式公開

.15 SEC スタッフは、新規株式公開(IPO)に固有のいくつかの問題を取り上げました。免除(waiver)がない限り、その後のファイリングで削除されることを根拠として届出書の発効日前に最も古い期間の財務諸表が省略される場合、SEC スタッフは通常、新規登録届出書のファイリングレビューの開始に消極的です。

.16 SEC スタッフは、公開前の普通株式の評価が通常と異なると考えられる場合にはその理由を説明するよう企業に求めることがあります。そのコメントは、SEC 登録企業が株式に基づく報酬を適切に会計処理していることを確認することが目的であることが多いようです。したがって、SEC 登録企業は、MD&A または目論見書の他の箇所で追加的な開示が必要であると考えする必要はありません。IPO の目論見書における公開前の株式に基づく報酬の開示に関するスタッフの考えを明確化するために、SEC スタッフは今年初めに企業財務部門財務報告マニュアル(9520 項)をアップデートしました。

.17 SEC スタッフはまた、IPO 件数の増加に比例して、IPO の発効と同時に発効直前に複雑な事業再編が発生する件数がますます増加しているとコメントしました。こうした状況において、SEC 登録企業は、どの企業が登録企業とみなされ、登録届出書でどの財務諸表が要求されるかを慎重に評価する必要があります。通常でない状況においては、SEC スタッフによる事前承認が必要な場合があります。

執行部

.18 SEC 執行部のディレクター、Andrew Ceresney 氏および主任会計士、Michael Maloney 氏は、法執行の動向の概要を説明し、昨年度に法執行に関する件数および範囲が著しく増加したと述べました。こうした増加は、一部は SEC が通常の法執行および特に財務報告に力を入れた法執行を行ったことに加え、財務報告・監査タスクフォースを設置したことにも起因している可能性があります。このタスクフォースは、財務に係る不正の検出を高めるとともに他のグループの調査対象になるケースを生み出すための最新ツールの開発を担当しています。また、当タスクフォースは、ハイリスク領域の監視、業界業績動向の分析、修正再表示、改訂、集団訴訟、および学術研究のレビューを行います。さらに、タスクフォースは引き続き内部の解析ツールおよび外部資源を活用して、詳細な調査が必要な異変の識別を支援します。

.19 SEC 執行部は、特定の法執行ケースにおいて、一部状況においては責任を「肯定も否定もしない」ことを企業に認めるのではなく、SEC スタッフが企業に不正行為を認めさせることを目指すと発表して以来、最初の 1 年を終えました。この 1 年間で 14 件の不正を認めた例がありました。これらは、高まる説明責任または被告が不正行為を認めることによる責任の引き受けが適切であるとみなされたケースでした。

基準設定に関するアップデート

.20 FASB 議長である Russell Golden 氏は、複雑性を軽減することにより US GAAP を改善するために FASB が行っている取り組みに焦点を当てたスピーチを行いました。Golden 氏はこれらの取り組みを次の 3 つのカテゴリーに分類しました。(1) 基礎的プロジェクト:例えば概念フレームワークや開示フレームワークプロジェクトなど、重要な問題に焦点を当てて長期的な基準設定目標を定義するもの、(2) 簡素化の取り組み:利害関係者によって識別されている狭い範囲のアジェンダプロジェクトによる US GAAP の複雑性への取り組み、(3) 提案された基準案について最近実施されたコスト・便益分析:これらの基準によって創出される情報の便益がその作成コストを正当化するかについての評価。

.21 Golden 氏は、FASB/IASB が最近、合同で創設した収益認識に関する移行リソースグループ(「TRG」)について、主要な基準の適用上の問題および明確化の必要性に対応する将来の基準の「プロトタイプ」として言及しました。Golden 氏は、IASB やその他の基準設定主体とともによりコンバージェンスしたグローバルな会計基準に向けて進んでいくことは、会計基準の複雑性軽減のために重要であることを再確認しました。ただし、Golden 氏は、FASB の最優先事項は米国内外の財務諸表利用者のために US GAAP を改善することであることを明確化しました。

.22 IASB 副議長、Ian Mackintosh 氏は、FASB および IASB による継続的な共同作業の必要性、ならびに将来的に差異を最小化するための共同の責任について説明しました。Mackintosh 氏は、世界中の多くの国・地域における IFRS の適用により、過去には各国会計基準の差異のために不明瞭であった、国境を越えた企業業績の比較がしやすくなったと述べ、US GAAP と IFRS との間の類似は差異よりも大きいとする自身の見解を強調しました。また、リース・プロジェクトに関して、完全にはコンバージェンスしていないものの、リースが貸借対照表上で認識されるという基本的な点について合意に達する予定であることを例に挙げました。

.23 IASB エグゼクティブ・テクニカルディレクターの Hugh Shields 氏および FASB のテクニカル・ディレクター兼発生問題専門委員会 (EITF) 議長である Sue Cosper 氏は、IASB と FASB の会計基準設定活動についてのアップデートを提供しました。Shields 氏は、IASB から最近公表された IFRS 第 9 号「金融商品」および IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」について解説し、さらに、IASB の改良された基準設定プロセスについて説明しました。このプロセスには、基準設定プロセス開始前に問題の理解を深めるための初期のリサーチプログラムが含まれており、基準の開発に必要な時間の短縮が期待されています。また、Shields 氏は、リース、保険契約、マクロヘッジ、料金規制対象活動、開示イニシアティブおよび中小企業向け IFRS を含む、IASB の主要な基準レベルのプロジェクトについてアップデートを行いました。各プロジェクトのステータスは現在公開されている情報と整合していました。

PwC の見解

最近、公表された基準に関する詳細な情報については、PwC の [In depth US2014-05「IFRS 第 9 号:分類と測定」](#) および [In depth US2014-06「IFRS 第 9 号:予想信用損失」](#) を参照してください。

.24 Cosper 氏は、FASB の簡素化イニシアティブおよび現行の FASB プロジェクトのステータスのアップデートを提供しました。リース・プロジェクトは 2015 年に完了予定ですが、FASB スタッフおよび IASB スタッフは共に発効日を見込むことを控えています。会議参加者からの質問に答えて、Shields 氏および Cosper 氏は、現時点では、リース基準は追加的な公開草案の対象にはならない可能性が高いと述べました。

.25 また、FASB の「金融商品:分類と測定」プロジェクトは、持分法投資の減損、ならびに経過措置及び発効日の再審議を行った後、2015 年中に完了する予定です。FASB が最近、テクニカルアジェンダに追加したその他のプロジェクトには、ヘッジ、事業の定義、のれん、識別可能な無形資産の区分が含まれます。各プロジェクトのステータスは現在公開されている情報と整合していました。

収益認識

.26 意外なことではありませんが、さまざまな講演者から新しい収益認識基準について多くの発言がありました。これらの発言は、同様の事実および状況にある企業や業界全体に首尾一貫性をもたらすことになる原則主義モデルを開発するという新基準の目的に集中しました。新基準の適用は、通常、判断の増加および開示の拡大を必要とすると考えられました。

.27 提起された適用上の問題の一部は、現行ガイダンスの下での懸案事項でもあり、必ずしも新基準によって生じたものではないとの見解が示されました。TRG は、数回の会合をすでに終えており、1 月に再び会議を開催する予定です。両審議会は、TRG が議論した論点のうちの 2 つ、すなわち「契約に照らして区別できるか否か」の決定および知的財産のライセンスについて、それらの会計処理に適用可能な原則を明確化する、あるいは追加的なガイダンスを公表する可能性があります。これらは、FASB および IASB が、決められた発効日に間に合わせるために取り組むべき非常に重要な領域です。Cosper 氏は、FASB が 2015 年前半に発効日の延期の可能性を議論する予定であると述べました。

.28 財務諸表作成者および監査人で構成された別の収益認識パネルにおいて、参加者は、新モデルを適用するために必要とされる判断についてさらに検討しました。パネリストは、原則主義モデルを通じて類似の事実および状況を検討すると、異なる会計上の結果をもたらす可能性があることを懸念しました。パネリストは、適用プロセス全体にわたり関連する判断を文書化することが重要になると述べました。彼らは、基準に示されている要件および指標は、会計方針の選択と同じではないと警告しました。適切な会計上の結論を決定するためにあらゆる要素を注意深く考慮すべきです。

.29 財務諸表作成者は、当基準の導入準備を始める前に、(さまざまなワーキンググループ、基準設定主体、または同業他社から)答えが出るのを待ったり、発効日の延期を期待したりすべきではないという大筋での見解の一致がありました。企業は、導入を確実に成功させるために全社的な部門間協力が必要となり、そのようなプロセスには時間がかかる可能性があります。

.30 新基準の適用および見積りや経営者の判断の行使の増加によって、新しいプロセスや統制が必要となる可能性があります。主任会計士室(OCA)専門実務グループのSEC副主任会計士であるBrian Croteau氏は、企業が新しい収益基準を導入する取組みを行う際に、経営者は、四半期ごとに財務報告に係る内部統制の重要な変更を開示する義務があることを認識しておく必要があると述べました。当期の財務報告に影響を与えていない場合であっても、新しく整備または再整備された統制が適用に先立ち導入されているときには、このような開示をすることが、妥当です。

IFRS

.31 SECスタッフは、新しく公表された収益認識基準を重要なマイルストーンとして、またリース・プロジェクトをコンバージェンスの成功を示す次の重要な指標として強調し、FASBとIASBのコンバージェンスされた基準設定に向けての努力を称えました。多くの発表者は、米国の投資者が海外の債券および資本性金融商品を大量に保有していることを理由に、IFRSの重要性を強調しました。Mackintosh氏は、世界の最大手企業の半分以上がIFRSに基づき財務報告を行っていることと述べました。その結果、多くの米国企業はIFRSを適用する同業他社と定期的に比較されるようになり、そのことが投資家のIFRSに関する知識を高め、IFRSを受け入れやすくしています。

.32 米国内のSEC登録企業によるIFRS適用に関する決定的な発表はありませんでしたが、SEC主任会計士のJames Schnurr氏は、ひとつの可能性のある代替案として、米国内の発行企業に、IFRSに基づく補足的な財務情報を任意で提出することを認めることを提案しました。この代替案に関する議論は予備的なものであり、Schnurr氏は、補足情報の形態(例えば、重要な指標、US GAAPからの調整表、または完全版の財務諸表)および、その情報が監査人による一定程度の保証業務の対象とすべきか否かに関して、利害関係者からのインプットを求めています。Schnurr氏は、この代替案は予備的なものであり、引き続きこの案または他の代替案に関する情報提供を求めていること、そして、同氏が今後SECに提案する道筋は定まったものではないことを明確にしました。

トレッドウェイ委員会組織委員会

.33 2013年5月、トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)は、「内部統制—統合的フレームワーク」の改訂版を公表しました。核となる内部統制の定義およびフレームワークの全体的な構成は1992年のフレームワークと変わっていません。比較的顕著な改訂の1つは、COSOフレームワークの5つの構成要素を支える17の原則が明示されたことです。1992年のフレームワークにも詳しく記載されていましたが、2013年のフレームワークでは、内部統制の有効性を担保するために、それら17の原則を明示することを要求しています。さらに、77の着眼点がフレームワークの構成要素をさらに明確化しています。AICPAの専門基準およびサービスグループの副議長兼COSOボードメンバーであるChuck Landes氏は、これらの着眼点は2013年COSOフレームワークの要求事項ではないと述べました。それらは、5つの構成要素およびそれらを支える17の原則が財務報告に係る内部統制(ICFR)のシステムに実在・機能しているかどうかを経営者が判断するためのものです。

.34 2014年12月15日をもって、COSOは、1992年フレームワークのサポートを中止する予定です。SECスタッフは、2014年は、1992年または2013年のいずれかのフレームワークも利用できると示唆しました。しかし、今後、SECスタッフおよび投資家は、登録企業が置き換えられたフレームワークの利用を継続している理由について質問するかもしれません。昨年、推奨されたように、SECスタッフは、経営者はどちらのフレームワークを利用するかを引き続き明確に示す必要があると考えています。Landes氏は、2014年12月15日以降においても1992年COSOフレームワークを利用する予定の企業は、その決定についての正当な根拠のあるビジネス上の理由を文書化する必要があるという見解を示しました。

PwC の見解

PwC は、経営者は ICFR の有効性を評価するための 2013 年 COSO フレームワークに移行することを推奨します。ただし、PCAOB の監査基準第 5 号は、経営者が用いるのと同等の、適切で、認知された内部統制フレームワークを用いることを監査人に要求しています。そのため、経営者が 1992 年 COSO フレームワークの使用を選択する場合、統合監査を実施する上で、監査人も 1992 年 COSO フレームワークを用いなければなりません。

経営者が引き続き 1992 年 COSO フレームワークを使用すると決めた場合、フレームワークが引き続きどのように SEC 規則で規定されている4つの適切性および認識基準を満たすのかを含め、自社の監査委員会とこの決定について議論することを検討する必要があります。

.35 また Landes 氏は、経営者が自社の ICFR のシステムが 2013 年 COSO フレームワークを遵守していないと結論付ける場合、そのシステムは 1992 年 COSO フレームワークを遵守していたのか(1992 年 COSO フレームワークを適用していたとしたらこれを遵守するものであったのか)が疑問視されるだろうとの見解を示しました。

PwC の見解

2013 年 COSO フレームワークは内部統制の 5 つの構成要素に内在する 17 の原則のそれぞれが企業の ICFR のシステムに実在し機能することを要求しています。1992 年 COSO フレームワークは内部統制の 5 つの構成要素についてそれほど詳細な評価を要求していませんでした。したがって、2013 年フレームワークにおけるより精度の細かい評価要件を適用することによって、経営者は追加的な内部統制の不備を識別する可能性があります。

財務報告に係る内部統制

.36 Croteau 氏は、すべての重要な欠陥が適切に識別、評価、開示されているわけではないという、昨年から懸念を繰り返し述べました。同氏は、修正再表示やその他の既知の重要な誤謬がない場合に重要な欠陥が少ないことに疑問を呈し、「可能性の要素」または潜在的なエクスポージャーが正確に評価されていないと暗に示しました。同氏は、ICFR の要求事項に関する SEC の取り組み(コンサルテーション、開示レビュー、法執行)は、とくに内部統制の有効性についての経営者の結論に関連するものについては、「継続的で、良く調整され、ますます統合されてきている」と述べました。

.37 SEC スタッフは引き続き、サーベンス・オクスレー法 404 条適用に関する経営者向け解釈指針に記載されているリスクベースのトップダウンアプローチが、重要な欠陥が存在するか否かの決定において、通常、もっとも有効であると考えています。SEC の上席アソシエイト主任会計士である Kevin Strout 氏は、それぞれの内部統制上の欠陥の原因を理解することの重要性を強調しました。彼は、いくつかの取引レベルの統制の失敗は COSO の「統制活動」の構成要素以外には関連しない可能性もあるが、その原因がその他の内部統制の構成要素(例:「リスク評価」および「モニタリング活動」の構成要素)を含む幅広い障害に起因している場合が多いと指摘しました。Stout 氏は、財務報告上のリスクの識別についても説明し、経営者は、信頼性のある財務報告に対するリスクの変化の性質や範囲を考慮することが極めて重要であると述べました。

.38 さらに Stout 氏は、内部統制の不備の正確な定義および開示の重要性を取り上げました。同氏は、会計処理上の誤謬の記載は、内部統制の不備の記載と同じではないことを強調しました。Stout 氏は、不備を理解、詳述、および適切に修正するために、経営者は内部統制の不備の性質、影響、原因、どのように識別されたかを考慮すべきであることを SEC 登録企業に再認識させました。Croteau 氏のコメントに賛同して、Stout 氏は、実際の誤謬は不備の重大性を評価する際の出発点に過ぎず、潜在的な影響、すなわち「可能性の要素」も同様に考慮しなければならないと述べました。

その他の財務報告上のトピック

監査委員会の開示

.39 SEC スタッフは、現在の監査委員会の開示に係る要求事項について再検討しているとコメントしました。サーベンス・オクスレー法が監査委員会の役割に著しい影響を与えましたが、この領域における SEC の開示に係る要求事項は、1999 年以来、変更されていません。SEC スタッフは、一部の監査委員会が率先して監査委員会の報告書についての現行の要求事項よりも強化した開示を行っていることを認識しています。監査委員会の報告書の開示は、良いガバナンスの要素とみなされており、昨年末に監査品質センター (CAQ) が公表した「監査委員会の報告書の強化-行動の要請 (Enhancing the Audit Committee Report - a Call to Action)」というタイトルの報告書の中で説明されています。

統合報告

.40 国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council、以下「IIRC」) の CEO、Paul Druckman 氏は、過去のデータを反映させただけの財務報告と対照的な統合報告の重要性と戦略的な洞察を提供できる統合報告の能力について説明しました。さらに同氏は、統合報告は単に Form10-K にサステナビリティレポートを付け加えたものでも、エグゼクティブ・サマリーでもない指摘しました。むしろ、統合報告は、企業が事業、リスク、機会、戦略および価値創造についてのストーリーをどのように語りたいと考えているかを統合したものです。同氏は、統合報告フレームワークで導入された 6 つの資本 (すなわち、企業における価値創造の源泉である、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、および自然資本) について説明し、公開企業の公表済み統合報告書をサンプルとして取り上げて、これらの資本がどのように扱われているかを例示しました。

.41 AICPA のビジネスレポーティング、アシュアランス、アドバイザーサービスディレクター、Amy Pawlicki 氏は、信頼性が最重要事項であるとし、統合報告のアシュアランスへの影響を議論しました。必要な信頼を得るためには、従来の財務報告へのアシュアランスで十分だという可能性は低そうです。Pawlicki 氏は、IIRC が今年初めに公表した 2 つの論文 (「Assurance on IR: an introduction to the discussion」および「Assurance on IR: an exploration of issues」) について説明しました。これらは、今後、利害関係者との間で行われることになっている IIRC の議論の基礎として使用される予定です。IIRC は、2015 年の前半には発見事項の要約を公表する予定です。

PwC の見解

投資家は、企業の将来的なリスクおよび成長機会を評価する際に、財務業績と持続可能性の要素 (資源の欠乏、環境パフォーマンス、企業統治など) との相関関係に以前よりも関心を示すようになってきました。また、これらの問題により深い洞察を持つことは、思考を統合することで何が自社の事業に影響を与えるかをより深く理解し、より包括的な価値創造のストーリーを語るようになることを通じて、企業に利益をもたらします。

PwC の「[10Minutes on integrated reporting](#) (統合報告に関する 10Minutes)」では、統合報告モデルに関する追加的な洞察と見解を提供しています。

紛争鉱物

.42 紛争鉱物報告の初年度において、主に CFO によって署名された、約 1,300 の Form SD (特別開示) が提出されました。提出した企業の大部分は消費財・工業製品業界に属していました。

.43 紛争鉱物規則の一部に対する法的な異議申し立ては依然として係争中です。2014 年 4 月、米国コロンビア特別区巡回控訴裁判所は、規則の 1 つが米国憲法修正第 1 項に違反しているという判決を下しました。しかし同裁判所は、関連する米国憲法修正第 1 項の判例に対して異なる解釈を示す可能性のある他の裁判の最近の判決に照らして、本件の再審を求める SEC の要請を認めました。

.44 紛争鉱物に関するパネル参加者は、発行企業が自社製品は「コンゴ民主共和国における紛争に無関係 (DRC conflict free)」を宣言している場合、その紛争鉱物報告書 (CMR) を監査すべきとする要求事項について議論しました。監査人が報告すべき監査対象は 2 つあります。ひとつは紛争鉱物に関連する企業の調査方法が選択したフレームワークに規定される要件を遵守しているか否か、もうひとつは CMR に記載されている調査方法が記載どおりに実施されているか否かです。後者の目的に関連して、発行企業は、監査が可能になるように、CMR において企業の調査方法に関する説明に十分な具体性をもたせることが重要です。

テクニカルな会計に関するトピック

.45 以下のテクニカルなトピックが SEC 主任会計士室 (OCA) の専門的会計研究員によって議論されました。スピーチで議論されたシナリオの多くは、個々の事実および状況により異なるため、他の状況の前例とみなされるべきではありません。OCA 副主任会計士、Dan Murdock 氏は、開口一番に、SEC スタッフのスピーチにはいわゆる「有効期限」があり、現在の考え方は、変化する事業モデル、意図せず生じた結果、および新しい情報や会計基準等に影響を受ける可能性があると述べました。つまり、スピーチは、良く考えられた、調査済みの分析の代替となるものではありません。

キャッシュフロー計算書

.46 キャッシュフロー計算書は、修正再表示が増加し続けている領域です。修正再表示の大部分は、例えば資本的支出に関する未払金のキャッシュフローを適切に反映できないなど、比較的、複雑でない会計基準の適用に関連しています。キャッシュフロー計算書の誤謬を避けるために、SEC 登録企業は、キャッシュフロー計算書の作成者が該当する情報をすべて受け取り、十分な研修を受けて十分な知識を備え、そして作成とレビューに十分な時間を確保するための適切なプロセスおよび統制があるかどうかを検討する必要があります。

確定給付制度

.47 保険計理士協会 (The Society of Actuaries) は、寿命の改善を反映した、アップデートされた死亡率表および死亡率改善スケールを公表しました。死亡率表は、直近の入手可能な情報を表しているため、公表時点で有効な情報です。SEC スタッフは、この表を用いている登録企業が、死亡率の最善の見積りの決定において新しいデータを無視することは適切ではないとコメントしました。また、登録企業に対し、会計基準コーディフィケーション (ASC) 715-20 が給付債務に重大な変更をもたらす場合には死亡率の影響の開示を要求していると注意を喚起しました。新しい死亡率表および死亡率改善スケールの考慮は、当期に計上した給付債務の増加につながる可能性があります。

資本に分類された優先株の変更

.48 特定の資本に分類された優先株の修正または交換が、消滅とみなされるか修正とみなされるかにはばらつきがあります。資本に分類された優先株の修正は、以下を含め、いくつかの方法で評価することが可能です。

- 定性的アプローチ: 契約条件の変更の重要性、事業目的、およびその変更が投資家の経済的な決定にどのような影響を与えるかを検討する
- 公正価値またはキャッシュフロー・アプローチ: 修正前後の公正価値または契約上のキャッシュフローにおける変動を検討する。
- 法形態によるアプローチ

.49 法形態によるアプローチに関して、登録企業は注意を払わなければなりません。取引が履行される形態(修正か交換か)は、考慮すべき基礎情報の一つにすぎず、この問題の決定要因とみなすべきではありません。

.50 修正を会計処理する際には、資本に分類された株式に基づく報酬の修正に関する ASC718-20 における修正に関するガイダンスを類推適用し、その修正から発生した公正価値の増分を測定することが適切です。認識について、SEC スタッフは、公正価値の増分を企業から優先株の保有者へのみなし配当として利益剰余金に計上することに反対していません。ある特定の状況では、リストラに合意した報酬の形として、借方を損益に反映させることが適切な場合があります。

.51 負債に分類された優先株が修正されているか消滅しているかを決定する際、企業は、負債の修正および消滅に関連する既存のガイダンスに従わなければなりません。

金融商品

デリバティブの更改

.52 SEC スタッフは、デリバティブ契約の一方の当事者を新しいカウンターパーティと置き換える(すなわち、契約更改)ことがヘッジ会計に与える影響に関して、2012年に国際スワップデリバティブ協会の会計方針委員会に宛てた書簡の中で示した立場を再確認しました。SEC スタッフは、特定の状況において、契約のその他の条件が変更されていないことを条件に、会計目的上の既存のヘッジ関係の継続に反対しないでしょう。言い換えれば、契約更改は必ずしもデリバティブ契約の実質的な終了と他の新契約への置き換えとなるわけではありません。SEC スタッフは、デリバティブ商品のその他の条件が変更されていないことを条件に、以下の場合にのみ、契約更改へのヘッジ会計の適用の継続を企業に認めています。

1. 登録企業のデリバティブのカウンターパーティが他の企業に合併され、当該存続企業が合併された企業の合併前のデリバティブ商品の下で存在していたのと同じ権利および義務を引き受ける場合
2. 登録企業のデリバティブのカウンターパーティが、その共通支配下にある企業との間でデリバティブ商品の契約更改を行う場合
3. ヘッジ関係の開始時に、登録企業が、ヘッジ関係の存在する期間中に、デリバティブのすべてまたは一部を新しいカウンターパーティに契約更改することを承知しており、同時にその旨を文書化している場合

区分処理されたデリバティブ負債への収入の配分

.53 特定の状況において、金融取引の受取金を配分する場合、区分処理されたデリバティブ負債(公正価値での計上が要求される)の公正価値が、複合金融商品について受領した正味受取金を超える場合があります。企業がこうした取引を行う場合の可能性のあるシナリオとしては、特定の投資家との協力が登録企業に便益をもたらすとみなされるような状況、または登録企業が財政難に陥っており融資を必要としているため、などが考えられます。

.54 このような例において、登録企業は最初に、公正価値で測定することが求められる金融負債の公正価値がASC820の下で適切であることを確認しなければなりません。適切であれば、次に登録企業は、取引の当事者がASC850の下での関連当事者かどうかの評価を含め、当該取引が独立第三者間取引条件に基づいて行われたかどうかを評価する必要があります。もし取引が関連当事者ではない当事者間で独立第三者間取引条件に基づき行われている場合、登録企業は、取引のすべての要素を評価して、その他の適用可能なガイダンスの下で資産の定義を満たす受領済みの他の権利または特権があるかどうかを判定する必要があります。

.55 取引が関連当事者ではない当事者間の独立第三者間取引条件に基づくものであり、その他のガイダンスの下で資産の定義を満たすその他の権利または特権を受け取っていないと仮定した場合、SEC スタッフは、金融負債を公正価値で測定し、複合金融商品についての正味受取金を超過した部分を損益計算書で損失として認識することが適切であると考えています。さらに、取引の性質、目的、および受け取った便益に関する適切な開示が要求されます。取引が独立第三者間取引条件に基づいて行われていない、または関連当事者間で契約が締結されている状況では、OCAとの協議が奨励されます。

収益の総額表示と純額表示

.56 現行の収益認識ガイダンスの下での収益の総額表示と純額表示の設例は、インターネットやモバイル機器を通じて配信されるコンテンツおよびサービスを含む事業モデルなど、多くの新興事業モデルに具体的に対応したものではありません。ASC 605-45の現行の原則は、これらの新興事業モデルにも適用されますが、より多くの判断を適用する必要があるでしょう。現行の指標および比較しての各指標の強さを慎重に検討する必要があります。企業が主たる債務者であるかどうかは、しばしばSECスタッフの検討事項の焦点であり、SECスタッフの質問の主題です。さらに、SECスタッフは、一般的な在庫リスクは、無形の財またはサービスに関しても適用できる指標であると登録企業に指摘しました。スタッフは、企業が価格設定に自由裁量を有しているか否かを評価する際に、経済的な制限を考慮することが重要であると述べました。

逆スピノフ

.57 現行のガイダンスには、スピノフは(逆スピノフとしてではなく)その法形態に基づいて会計処理すべきであるという反証可能な推定が含まれています。したがって、指標が混合している場合、推定が反証されたどうかを決定するためには、重要な判断が求められます。2000年のAICPA会議におけるSECスタッフによるスピーチで言及されているものの、タックス・プランニングの検討事項は、ASC505-60で規定された明確な指標の1つではありません。

.58 逆スピノフの結論は、分離独立を予定している側の企業(すなわち、会計上のスピナー/法的なスピナー)の財務諸表の要求事項を満たすために、既存の登録企業(すなわち、法的なスピナー)の財務諸表を使用できることを必ずしも意味しません。これは、各取引に固有の事実および状況に基づいて評価を行う必要があります。法的なスピナーの独立のカーブアウト財務諸表が要求される場合もあります。登録企業を1つ以上の企業に分割することは、登録届出書および証券取引法に基づく財務報告書における複数の報告に関する質問を引き起こす可能性があります。SECスタッフとの協議が推奨されます。

年次ののれんの減損テストの日付の変更

.59 一部の登録企業は、のれんが財務諸表にとって重要であるとしても、年次ののれんの減損テストの日付の変更は、会計原則の適用方法の重要な変更を表していないと結論づける可能性があります。これらの状況において、このような変更が登録企業の財務諸表において目立つように開示されているならば、SECスタッフは、今後、プリファラビリティ・レター(preferability letter)の提出を要求しないでしよう。

PwCの見解

ASC350は、毎年、同じ日付でのれんの減損テストを実施することを要求しています。したがって、年次ののれんの減損テストの日付の変更は会計原則の適用方法の変更とみなされます。経営者が変更不重要性が無いと結論づける場合、プリファラビリティ・レターは要求されませんが、依然としてこの変更はより良いものへの変更である必要があります。

プッシュダウン会計に関連した特定の費用の表示

.60 会計的基礎に変更があった期間の財務諸表は、新旧の基礎の情報を視覚的に分離するため、そして基礎の変更のためにある特定期間の比較可能性が欠如する可能性があることを強調するために、しばしば2つの基礎を明確に線を引いて区別します。支配の変更事象を条件とする特定の費用が計上される場合、この費用の性質および金額について透明性のある区分された開示が行われているのであれば、SECスタッフは、「境界線上」に表示することに反対してきていません(すなわち、新旧の会計的基礎に基づいていずれの期間にも、費用が反映されない)。SEC登録企業は、支配の変更事象に関連する各費用を、変更前の期間、変更後の期間、または「境界線上」なのかのいずれかにもっとも適切に反映されているかを決定する必要があります。各期間に計上した金額、および各カテゴリーにその金額を区分することを決定した根拠は、開示する必要があります。

変動持分事業体(VIE)

.61 変動持分事業体(VIE)モデルの下で、変動持分事業体の重要な活動に関連するすべての決定が各当事者の合意を必要とする場合、パワーは共有されます。一部の重要な活動が共有されるものの、その他の重要な活動は一方の当事者によって一方的に指図される場合、SECスタッフは、ASC810に記載されている共有されるパワーが存在するとは考えません。こうした状況において、VIEの重要な活動に対して(他の当事者と比較して)より多くのパワーを持つ当事者が、VIEを連結する必要があります。第一受益者を決定する際には重要でない活動を考慮すべきではありません。

.62 意思決定者が代理人として活動する場合、意思決定者に支払われる料金が変動持分でないと判定されている場合でも、ある特定のケースでは、連結の分析を継続する必要があります。意志決定者が、代理人として行動し、変動持分の所有者が、VIE が創出し提供することを意図している変動性のすべてまたはほとんどすべてを吸収している場合、決められたパワーは実質的でない可能性があります。このケースにおいて、代理人として活動している意思決定者の決められたパワーを、VIE の変動性を吸収している変動持分の所有者に帰属させることが適切である可能性があります。

.63 共通支配の取決めは、決められたパワーが実質的かどうかを決定するあたり慎重な検討を必要とします。SEC スタッフは、共同支配グループのいずれの当事者も第一受益者の両方の特徴を満たしていない場合を除き、関連当事者を決定するためのタイプレコー・ガイダンスを検討する必要がある、あるいはこのガイダンスが必ずしも決定力があるとは考えていません。

ジョイント・ベンチャー

.64 SEC スタッフは、ジョイント・ベンチャーの定義について述べ、共通支配がジョイント・ベンチャーを定義する唯一の特徴ではないと強調しました。企業の目的がジョイント・ベンチャーの目的と一致することを含め、ASC323 におけるジョイント・ベンチャーの定義のそれぞれの特徴を満たされなければなりません。この結論を導く上での固有の主観性があること、US GAAP に特定のガイダンスがないことによって、実務において著しい多様性が存在します。SEC スタッフは、FASB が、ASC323 のジョイント・ベンチャーの定義に明確化を提供することを検討し、ジョイント・ベンチャーに拠出された資産およびビジネスについて、ジョイント・ベンチャーの個別財務諸表における適切な会計処理のガイダンスを提供することが適切であると示唆しました。

PwC の見解

今のところ、ジョイント・ベンチャーの定義と会計処理を明確化するためのプロジェクトは、FASB の基準設定アジェンダに追加されていません。このプロジェクトが将来、FASB のアジェンダに含まれるかは不明です。

監査のアップデート

PCAOB に関するアップデート

.65 PCAOB 議長である James Doty 氏は、PCAOB が、監査に対する一般の信頼を高めるよう職業的専門家の力になることに注力しており、経済的対価を監査の適合性と信頼性向上に合致させるための手段を講じていることを強調しました。

.66 Doty 氏は、PCAOB が PCAOB の基準設定における経済分析の使用に関するスタッフガイダンスを公表し、PCAOB の基準設定ポリシーおよび手続きのレビューに着手したことに言及しました。PCAOB のスタッフは、正式な基準設定を開始する前に利害関係者からのインプットを求めため、スタッフ・コンサルテーション・ペーパーの活用を増やすつもりです。このようなアクションは、PCAOB の基準設定の適時性を改善することを目的としています。SEC のスタッフは最近、PCAOB の最終基準の公表に要する時間の長さを批判しました。

基準設定に関するアップデート

.67 PCAOB 主任会計士および専門的職業基準ディレクターである Marty Baumann 氏は、監査上の重要事項 (CAM) の開示を含め、監査人の報告モデルの再提案が 2015 年第 1 四半期に予定されていると述べました。CAM は財務諸表にとって重要とみなされ、監査委員会に報告される問題に限定すべきとする講演者からの提案は、再提案に含めるよう、PCAOB に提言されます。Baumann 氏は、このプロジェクトが投資家にとって利益となる監査の重要な側面を明らかにするのに役立ち、CAM に対する監査人および企業経営者の関心を高めることにより、監査の品質も高まると考えています。

.68 Baumann氏は、多くの監査法人が、エンゲージメント・パートナーの氏名や他の監査法人の名称を監査報告書に記載する場合の義務や同意の要求事項の増加に対して著しい懸念を表明したことに言及しました。PCAOBは時間のかかる提案プロセスに着手しており、エンゲージメント・パートナーの氏名および他の監査法人の名称を監査報告書以外の別の書類に記載する提案についてコメントを求める追加要請を行う予定です。

.69 追加のスタッフ・コンサルテーション・ペーパーが予定されていますが、このコンサルテーション・ペーパーは、専門家の利用と継続企業の前提に関するものです。Baumann氏は、監督基準をアップデートするために、PCAOBにひとつの提案が行われていると述べました。この提案は、複数国にまたがる監査における、他の監査人、とりわけ、他の監査法人の監督について明確にする予定です。これは米国外の監査人の監査業務に関連した検査上の指摘事項の数の多さに対応しています。この提案は、2015年前半に一般に公開される予定です。

検査結果および指摘事項

.70 PCAOB登録および検査部門ディレクター、Helen Munter氏は、直近の検査サイクル中に識別された指摘事項の性質について述べました。Munter氏は、検査を受けた企業の全体的な検査結果は多様だったと述べました。指摘事項の数が連続して減少したことが示すように監査品質に改善が見られた監査法人もあれば、品質および内容の両方において過去の検査結果と同様であった監査法人もありました。指摘事項は、収益認識、棚卸資産、のれんと無形資産、企業結合およびICFRに関連したものが継続して見られました。もっとも多くみられた不備の原因は今年も引き続きICFRです。

.71 Munter氏と、PCAOB法執行および調査部門ディレクターのClaudius Modest氏は、PCAOBが、SEC登録企業の監査への米国外の監査法人の関与にますます焦点を当てていると述べました。これには、監査法人のグローバルネットワーク内の統制への注目や、米国外の監査法人に関連する法執行活動の増加が計画されていることが含まれます。この一因は、米国外の監査法人にリファーされている業務の最近の検査結果によるものでした。

.72 さらにMunter氏は、PCAOBが2015年の調査プログラムを計画していることから、新しい焦点領域について議論しました。PCAOBは、引き続き過去の検査結果を考慮に入れるリスクベースの範囲決定アプローチを実施する予定ですが、焦点領域には、(1)企業結合に関連したビジネスプロセスにおける統制、(2)特に低い税率の税務管轄地域において利益が伸びていることによる法人所得税、(3)価値測定が困難な金融商品の評価、(4)財務報告リスクに対する原油価格下落の影響、(5)経営者および監査人が重要な取引がどのようにキャッシュフロー計算書に反映されるか適切に考慮しているか否かが含まれる予定です。

監査人の独立性

.73 2013年7月より、ブローカー・ディーラーの監査人は、PCAOBの基準に従って監査を実施することが要求されます。これにより、初めてPCAOBに登録する必要がある監査法人がでできます。Croteau氏は、ブローカー・ディーラーの監査人は1975年以来SEC独立性規則に従わなければならないにもかかわらず、OCAは、昨年度において、ブローカー・ディーラーに関連する独立性のコンサルテーションが増加していることを確認したと述べました。PCAOBによるブローカー・ディーラー監査への検査によって、監査人が、財務諸表の作成を含め、ブローカー・ディーラーの帳簿・記録の維持に深く関与している事例が明らかになりました。最近、PCAOBは、特定の要求事項を強調し、このようなエンゲージメントへのPCAOB基準の適用に関するガイダンスを提供するため、ブローカー・ディーラー監査に関するスタッフガイダンスを公表しました。Baumann氏は、比較的小規模なブローカー・ディーラーを主に監査する、今までPCAOBに従って監査を実施していなかった可能性のある小規模な監査法人にとって、このスタッフガイダンスは最も役に立つだろうと考えています。Ceresney氏は、番人としての役割の重要性を踏まえ、監査人の業務に法執行が集中していることを強調しました。また同氏は、独立性規則の違反に関する最近の法執行措置はブローカー・ディーラー監査に集中していたと指摘しました。

.74 昨年の会議において、Croteau 氏は、経営者および監査委員会は企業の監査人によって提供される非監査サービスを評価するために、適切なポリシーおよび手続きを備えるべきであると述べました。同氏は、このプロセスの重要性を繰り返し述べ、経営者および監査委員会は、「スコープクープ（業務範囲が徐々に肥大化すること）」リスクを緩和するため現在行っているモニタリングの取り組みを非監査サービス規定の中に取り入れることを推奨しました。この領域における最近の問題に基づき、Croteau 氏は、「提言（advocacy）」は禁止されており、その活動は正式なロビー活動と関係のないさまざまなやり方で現れる可能性があることを強調しました。

監査品質指標 (AQI)

.75 品質管理センター (CAQ) のエグゼクティブ・ディレクターである Cynthia Fornelli 氏は、監査品質指標 (AQI) の開発は、CAQ の最優先戦略の 1 つであると述べました。4 月に、CAQ は、AQI に対するアプローチ、どの AQI が最も目的適合的である可能性があるか、利害関係者にどのように伝達すべきかを詳述した報告書を公表しました。CAQ は、AQI は、監査委員会向けに、主にエンゲージメントレベルの指標に焦点を当て、そして、定性的データよりも定量的データを使用すべきであると考えています。

.76 PCAOB の研究および分析室のディレクター、Greg Jonas 氏は、AQI プロジェクトについての PCAOB のコンセプトリリースを 2015 年前半に公表したい考えを示しました。また、コンセプトリリースには、プロジェクトの背景や目的、AQI の性質、既存の指標リストおよび考えられる指標の使用方法に関する議論が含まれる可能性があるとして述べました。AQI の最終的なポートフォリオは、監査委員会による質問に役立つものとならなければなりません。質問に対する回答の提供を目的とするものではありません。AQI は、監査委員会への新しい洞察を提供する対話の促進を意図するものです。

.77 PCAOB のコンセプトリリースは、AQI の作成方法および報告方法、監査人によって任意に提供されるべきものか義務付けられるものか、ならびに、監査委員会とのみ共有すべきかものか、または公表すべきものかについて、意見を集めることを目的としています。両発表者は、AQI を評価の測定基準として考えるのではなく、フレームワークを創出し、対話を開始できるような AQI の伝達や指標の設定を行うという文脈の中で考えることが重要であると警告しました。

PwC の見解

PwC は、CAQ の報告書で表明された見解を支持します。私たちは、監査実務へのより多くの洞察を求める利害関係者の要望を認識しており、監査人と（監査人を監督する役割を担う）監査委員会との間の意義深い議論を促進するための方法として、AQI を使用するという CAQ のコンセプトを支持します。

我々は、監査法人のさまざまなサポートプロセス、エンゲージメント・チームに対する監査委員会の理解やエンゲージメントに存在する可能性のある監査品質に対するリスクの識別を支援することを通じて、高品質の監査をサポートおよび提供できる監査法人の能力について、監査委員会との活発な議論を促進するために、AQI を活用できると考えています。

PwC は、個別の監査エンゲージメントに適用される特定の測定基準についての CAQ の「フィールド・テスト」に積極的に参加しています。

付録

会議における一部のスピーチ原稿が一般に公開されています。各スピーチにアクセスするには発表者の名前をクリックしてください。

組織	発表者
AICPA品質管理センター	• エグゼクティブ・ディレクター、Cynthia Fornelli
FASB	• FASB議長 Russell G. Golden
IASB	• IASB副議長 Ian Mackintosh
PCAOB	• PCAOB議長、James Doty • ボードメンバー、Jay Hanson • PCAOB登録および検査部門ディレクター、Helen Munter
SEC	• SEC主任会計士 James Schnurr • SEC副主任会計士 Brian Croteau • SEC副主任会計士 Julie A. Erhardt • SEC副主任会計士 Dan Murdock • SEC上席アソシエイト主任会計士 Kevin Stout • SECアソシエイト主任会計士 Carlton Tartar • 専門的会計研究員 T. Kirk Crews • 専門的会計研究員 Steve Mack • 専門的会計研究員 Christopher Rogers • 専門的会計研究員 Hillary Salo

お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。本資料に関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services GroupのValerie Wieman, Toni Lockett, または該当するチームまでお問い合わせください。

© 2015 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.